

ジェトロ環境社会配慮ガイドライン (改定案)

201423年711月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

目 次

第 I 部 基本的事項

1. 基本理念.....	1
2. 本ガイドラインの目的	2
3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲	2
4. 社会環境と人権への配慮	3
5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保	3
6. ガイドラインの改定について.....	4
7. 用語の定義.....	4

第 II 部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方.....	5
2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮.....	5
3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援.....	6

第 III 部 個別案件形成調査事業に対するにおける環境社会配慮の実施方法

1. 基本的な考え方.....	7
2. <u>環境社会配慮調査</u> の手続き及び方法	8

別紙1 貿易・投資促進事業において想定し得る環境と人権へのリスクの判断に参考となる国際条約や協定、ガイドライン等

別紙2 申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目の記述要領

別紙3 スクリーニング様式

別紙34 事業調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン

第 I 部 基本的事項

1. 基本理念

日本貿易振興機構（JETRO、以下「ジェットロ」）は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく 2003 年に設立された独立行政法人であり、貿易・投資の振興の取組及びアジア地域等を含む新興国・開発途上国地域の調査研究を行っている実施する機関である。

ジェットロは、その前身である日本貿易振興会及びアジア経済研究所が設立されてから既に半世紀以上を経ている。この間、グローバル化の進展に伴い国際社会の相互依存は深まり、一国だけでは解決しえない地球規模の問題が先進国から開発途上国へ経済成長の波が広がる一方で、世界人口の急増もあり環境問題等成長に伴う解決すべき課題も顕在化してきた。環境問題の分野では、先進諸国がその高度成長期に経験した産業型公害だけでなく、生活型・都市型の公害が、アジア等の多くの途上国で深刻化し、先進国と途上国双方にとっての共通課題になってきた。さらに、地球温暖化気候変動、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林破壊、生物多様性減少等の地球規模等の地球規模の環境問題や、生態系破壊の問題等が深刻化しており顕著となり、環境社会配慮の必要性は高まるとともに、地球環境の保全と持続可能な発展開発のための国際協力の重要性が普遍的に認識されている。

こうした状況は、人々に開発行為への環境社会配慮の必要性を認識させる契機となった。例えば、政府開発援助（ODA）に関しては、1985年にOECDの「開発援助プロジェクトおよびプログラムの環境アセスメントに関する閣僚理事会勧告」が出され、多国間援助機関や主要な二国間援助機関は環境社会配慮ガイドラインの策定と運用を行ってきた。最近では、環境面だけでなく、社会面への配慮が特に重視されるようになってきた。このような動きは、今日では輸出信用機関や民間金融機関等にも及び、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則として国際ルール化し、定着しつつある。

また、企業の行動が環境や社会に与える影響への懸念も高まり、OECDは多国籍企業ガイドライン、国連はグローバル・コンパクト、国内では日本経済団体連合会が企業行動憲章の改正等をそれぞれ行ってきた。企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)がISOに組み入れられることになり、企業による環境保護への積極的取り組みが多く分野で見られることになった。

2015年には持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)の達成に向けて、世界の、社会の、あらゆる層が問題の解決に参加し、地球の未来に貢献することが求められており、官民で多様な取り組みが進展している。

特に、気候変動については、同年、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より2℃高い水準を十分に下回るように抑え、1.5℃高い水準までに制限すべく、国際社会が脱炭素社会への移行に向けた努力を

行っている。我が国も「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「2050年カーボンニュートラル」宣言等に基づき脱炭素社会を目指している。

また、生物多様性についても、2022年には国連生物多様性条約締約国会議（COP15）で、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」、「昆明・モントリオール2030年目標」が採択され、自然の損失を止めてプラスに転じる「ネイチャーポジティブ」の達成を目指し23の目標が策定された。我が国では2023年に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略が示されている。

経済活動が環境や社会、人権に与える影響への懸念も高まり、2011年には国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認された。これには国家の人権保護義務とならび企業の人権尊重責任が明記されており、同指導原則に連動する形で、OECD多国籍企業ガイドライン及びILO多国籍企業宣言が改定された。持続可能な開発目標（SDGs）はすべての人々の人権の向上を基礎としており、ビジネスと人権に関する意識が高まるとともに、経済活動における人権尊重を促進する政策として、世界的に企業に対してサプライチェーンも含めた人権尊重を求める法制を導入する動きが広がっている。我が国では2020年に政府により「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）が策定され、国家の人権保護義務として、2022年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、企業による人権尊重を促進するための取組が進められている。

企業の社会的責任（CSR）がISOに組み入れられ、ESG（環境・社会・ガバナンス）に基づく企業経営が求められるようになってきている。2006年に国連が提唱した「責任投資原則」にESG投資の課題を組み込むことが示されたことなどによりESG投資は拡大している。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）により財務に影響のある気候変動及び自然関連情報の開示が推奨されるなどESGに関連した情報開示の動きも広まっている。さらに輸出信用機関や民間金融機関等においても、国際金融公社（IFC）のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則が国際ルールとして定着するとともに、その適用範囲は気候変動や人権尊重などにも拡大している。

このように世界の環境社会配慮を巡る状況が大きく変化するな背景の中で、自由で公正な通商ルールに基づく貿易を推進する我が国の通商政策に沿って、貿易投資振興を通じた世界とのつながりを強化し、その活力を積極的に取り込み我が国の成長力の強化並びに国民生活の質の向上に寄与するとともに、官民連携のもとに我が国と世界の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて、持続可能な発展に貢献していく社会づくりに寄与することは、公的機関としてのジェトロの責務である。こうした認識のもと、現下の情勢に応じた環境社会配慮の取組を推進することを目的としてこの責務を果たすため、ジェトロは、環境社会配慮の具体的内容と手続きを定めた「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」を改定する含む「環境社会配慮の実施に関する規程」を制定し、2008年1月から施行している。

ジェトロは、2023年4月から開始された第63期中期計画（2023年度から～2026年度）において、「自ら制定した環境社会配慮ガイドラインの基本理念に則り、ガイドラインに定められた具

体的な責務と手続きに基づき、環境と社会に配慮した業務運営を適切に行い、公的機関としての社会的責任を果たす」ける「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」の中で「業務の実施にあたっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響に対する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記し、環境及び社会に配慮した業務運営を推進することの実施を確認している。

本ガイドラインは、ガイドライン第I部6.の「本ガイドラインの改定について施行後5年以内の包括的な検討を行って、必要に応じて改正を行う」との規定に基づき、20212年度から～20213年度にかけて開催したジェットロ環境社会配慮諮問委員会及び同委員会ワーキンググループによりる検討が行われ、外部からの意見聴取を経て、改定正されたものである。

2. 本ガイドラインの目的

本このガイドラインは、ジェットロがその事業を通じて、我が国と世界の持続可能な発展社会づくりに貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。このため、本ガイドライン第I部は基本的事項総論、第II部はジェットロの貿易・投資促進事業における環境社会配慮、第III部は案件形成調査個別事業に対するの環境社会配慮の実施方法について、それぞれ定取りまとめるものとする。

3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

環境社会配慮の対象項目範囲(スコープ)には、大気系、水系、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生物多様性地球温暖化、生態系サービス及び生物相等を通じた人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)、並びに以下に列挙するような事項への環境社会影響を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族等の社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS、新型コロナウイルス等の感染症、労働環境(労働安全を含む)、放射性物質が含まれる。なお、個別プロジェクトの検討においては幅広い洗い出しにより必要な項目に絞り込む。

ジェットロが事業の実施にあたり調査・検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響としては、事業プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、事業プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性を伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

4. 社会環境と人権への配慮

環境社会配慮の実現にあたっては、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の

状況による影響を受けることがある。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由等の基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。

ジェトロは、事業の実施にあたり、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権デューディリジェンスを推進するとともに、日本政府が策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）に従い、指導原則に基づく「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた取組を推進する。国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障がい者、難民・国内避難民、マイノリティ等の社会的に弱い立場にある者の人権について特に配慮する。

5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保

ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「環境社会配慮諮問委員会(以下「諮問委員会」)」を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにウェブサイトホームページで公開し、会議は原則として公開とする。

ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業の実施状況及び環境社会配慮への取組などを報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し等について、専門的立場からの助言を求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ウェブサイトホームページで公開する。

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックス等の文書で受け付ける。

ジェトロは、受け付けた意見を各担当部及び総務部環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会にの専門的立場からの助言を求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

6. ガイドラインの改定正について

ジェトロは、本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後、5年以内に包括的な検討を行い、また必要に応じて改定正を行う。改定正にあたっては、我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

7. 用語の定義

(1) 「環境社会配慮」とは、大気系、水系、土壌への影響、生物多様性生態系及び生物相等自然への影響、非自発的移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。

(2) 「ビジネスと人権」とは、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづく概念。国家は、国際人権法のもと自国領域/法的管轄内において人権侵害から人々を守る義務があり、たとえ国家がその義務を果たしていない場合でも、すべての企業（経済主体）は人権を尊

重する責任がある。経済主体は、その活動が人々の権利に与える負の影響を把握し、人権侵害を回避し、自体が関与した人権への負の影響に対処すべきとの原則のことをいう。

(3-2) 「中期計画」とは、独立行政法人通則法の規定により、経済産業省が定めるジェトロの中期目標に基づいて、ジェトロが計画的に業務遂行するために策定する計画のことをいう。

(4-2) 「貿易・投資促進事業」とは、ジェトロが中期計画に基づき実施する1) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援として行う輸出促進、海外進出・在外日系企業支援、海外ビジネス情報提供、2) 対日投資促進、及び3) アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等としての調査・研究、途上国のビジネス開発支援等や情報発信を含む事業のことをいう。またなお、同貿易・投資促進事業には、国・他機関・自治体などから案件形成調査の委託事業なども含むものとする。

~~-(3) 「案件形成調査」とは、一般的には次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトを発掘するために行う調査である。「ジェトロ案件形成調査」とは、ジェトロが経済産業省等からの受託事業として行なう案件形成調査のことをいう。~~

~~-(4) 「フィージビリティ調査」とは、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するもので、通常はプロジェクトが、社会的、技術的、経済的、財務的、さらには環境面から見て、実行可能であるか否かを客観的に証明しようとする調査のことをいう。~~

(5-6) 「スクリーニング」とは、ジェトロ案件形成調査の個々の提案案件について、その事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、貿易・投資促進事業対象案件を環境社会への影響に応じてカテゴリ分類を行いがあると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類し、各分類に定められた対応を行うそして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

(6-5) 「ステークホルダー」とは、本ガイドラインにおいては、ジェトロ事業に関係を有する、あるいはジェトロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェトロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。ただし、個別事業に対する環境社会配慮の実施ジェトロ案件形成調査においては、同調査及び次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される事業の実施予定地サイトを管轄する行政など地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体(非正規居住者を含む)、及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動しているNGOを含む)のことをいう。

~~-(6) 「スクリーニング」とは、ジェトロ案件形成調査の個々の提案案件について、その事業特~~

性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、対象案件を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類し、そして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

- (7) 本ガイドラインにおける「幅広い洗い出し」とは、ジェットロ案件形成調査の次の段階で行う社会影響を含めた環境アセスメントのスコーピングの準備として、当該プロジェクト案件が進展した事業化される際に環境社会配慮が適切に実施されるために、事業の実施調査時点において想定される幅広い環境及び社会影響の評価項目の選定を行うことをいう。

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上

今日、世界の多くの企業は、経済、環境、社会という企業活動に係る3つの側面（いわゆる「トリプルボトムライン」）を総合的に捉え経営を行うことで、企業の社会的価値の向上、ひいては長期的な競争力の確保に結び付けるといふ見地から、新たな取り組みに着手している。その背景には、それぞれの国や社会のあり方を反映しつつも世界的に共通して企業の社会的責任（CSR）が強く問われるという、時代の要請がある。

企業が持続的に発展するためには、その活動が社会へ与える影響を考え、ステークホルダーとの関係を重視しながら企業の社会的責任（CSR）への取組を果たすことが必要不可欠である。さらに2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、企業も積極的に自らの活動を変革していくことが求められている。

公的部門に属しつつも、その事業の性格から民間企業と日常的な接触を持つジェトロの役割は、一方で自らが事業主体として実施するなる貿易・投資促進事業の環境社会への影響に適切にな配慮するを行うことによりで組織としての社会的価値を高めるとともにことに加えて、民間企業による環境社会配慮、さらにはCSR活動、SDGsへの貢献などを支援することで、持続可能な発展社会の実現に寄与することである。

(2) 情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション

一般的に環境社会配慮の信頼性、あるいは企業のCSR活動の信頼性を支える最も重要な要素は、積極的な情報の公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーションである。ジェトロは、自らの事業に関する情報公開、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを積極的に進めると共に、その業務を通じ民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく。

2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮

(1) 実施方針

ジェトロは、その貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、事業主体として、環境や社会に対し種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロは、このような貿易・投資促進事業の遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令（慣習法や慣習的権利を含む）や国際規範（各種の国際的な条約・や協定、ガイドライン等）さらには持続可能な社会に向け世界で取り組まれている各種の実践事例（グッドプラクティス）などを踏まえながら、その事業を企画、実施するしていく。ジェトロが実施する貿易・投資促進事業において、想定し得る環境や人権へのリスクの判断の参考となる国際条約・協定、ガイドラインなどについては別紙1のとおりである。

具体的には別紙1のとおり、貿易・投資促進事業をその性質により、「我が国中小企業等の輸出促進」、「我が国中小企業等の海外進出支援」、「対日投資の促進」、「開発途上国との貿易取引の拡大等」の4つに分類し、それぞれの事業が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また世界で取り組まれている実践事例を参考とし

つつ、事業に取り組んでいく。

(2) カテゴリ分類

ジェットロは、事業主体として実施する貿易・投資促進事業について、その環境社会への影響の程度に応じて3種類にカテゴリ分類し、各分類に定められた環境社会配慮への取組を行う。カテゴリA及びBにおける環境社会配慮の実施方法は、本ガイドライン第Ⅲ部「個別事業に対する環境社会配慮の実施方法」に定める。

1) カテゴリA:

環境や社会への望ましくない影響のある可能性を持つような事業。また影響が複雑、また先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きく影響が不可逆的である場合。

<対象事業>

・ジェットロが案件の具体化支援（実行可能性検証を含む）を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境への負荷が大きいと考えられるもの。

<取組>

・事業を実施する過程において、本ガイドライン第Ⅲ部1.(2)基本方針に定められた環境社会配慮を実施する。

2) カテゴリB:

環境や社会への影響がカテゴリAの事業に比して小さいと考えられる事業。一般的にはサイトそのものにしか及ばず、不可逆的な影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられるもの。

<対象事業>

・ジェットロが案件の具体化支援（実証可能性検証を含む）を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境への負荷がカテゴリAの事業に比して小さいもの。

<取組>

・事業を実施する過程において、本ガイドライン第Ⅲ部1.(2)基本方針に定められた環境社会配慮を実施する。

3) カテゴリC:

環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるもの。

<対象事業>

・ジェットロの貿易・投資促進事業の中で、カテゴリA及びBに属さない環境関連事業・取組全般

<対応>

・助言委員会に事業・取組概要及び実績等について報告する。

(3) カテゴリ分類の方法

ジェットロは、**諮問**委員会委員長により指名された**諮問**委員会委員で構成される分科会の意見

を踏まえカテゴリ分類する。

3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援

（1）環境社会配慮に関する情報の提供と助言

ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範（各種の国際的な条約・や協定、ガイドライン等）、そして各種の実践事例等に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて我が国海外とりわけ開発途上国の進出日系企業に提供し、我が国企業のCSR活動、SDGsへの貢献、環境社会配慮を支援する。また、この情報を活用し、海外開発途上国の現地企業・民間団体、公的機関の環境社会配慮の支援、CSR活動、SDGsへの貢献環境社会配慮の支援にも努める。

さらに、内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には、法務・労務・税制や最低賃金等の、進出先における経営面での制度情報やビジネス関連情報の提供に留まらず、地域の企業市民として受け入れられるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行う。

（2）日本企業の海外展開支援事業等と環境社会配慮

ジェトロは、中小企業を中心とする日本企業の海外展開を支援している。これには、輸出促進、海外進出・在外日系企業の支援等が含まれる。また、ジェトロはアジア等の経済連携の強化に向けての貢献として、調査・研究、途上国のビジネス開発支援、海外諸国への情報発信等を行っている（第三期中期計画）。これらの海外展開支援事業の実施において、ジェトロは、日本企業及び現地企業・政府にとって必要な環境社会配慮面の情報提供を一層強化する。

（3）実践事例の普及・啓発

CSR活動とは、法令遵守はもとより、事業に密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境保全・廃棄物対策・生態系保全等、労働環境改善、社会的弱者への配慮、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらにメセナ活動やフィランソロフィー等と多岐に及ぶものである。ジェトロは、その業務を通じ、企業が取り組み様々なCSR活動に協力し、支援していきが、海外とりわけ開発途上国における実践事例の普及・啓発に取り組んでいく。

第Ⅲ部 案件形成調査個別事業に対するにおける環境社会配慮の実施方法

1. 基本的な考え方

(1) 前提

1) 第Ⅲ部において示される環境社会配慮は、第Ⅱ部 2. (2) カテゴリ分類において、カテゴリ A もしくは B に分類された事業を対象とする経済産業省等から受託している案件形成調査（以下「ジェットロ調査」という）事業を対象とする（別紙 2 及び別紙 3 参照）。

(2) 基本方針

2) ジェットロ調査段階における環境社会配慮調査の実施は、事業の予備的ないしは補足的な位置付けのものであり、企業が海外展開するにあたり予め把握しておくべきその主な目的は、次の段階に進めるべきかを評価する一つの材料を提供すると共に、次の段階で行われる調査において必要とされる環境社会配慮調査項目を幅広く洗い出し、配慮する内容を助言することにより、企業のビジネスリスク低減など企業支援を目的として実施するものを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。

3) ジェットロ調査における環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施及びジェットロによるその確認を適切に確保することである。

(2) 基本方針

ジェットロ調査は、円借款供与の可能性のある案件の発掘や、民活事業案件の発掘を主な目的としている。従って、その環境社会配慮についても、国際協力機構（JICA）/国際協力銀行（JBIC）等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。なお、その際ジェットロ調査は、相手国政府の正式な要請を前提とはせず、民間企業等から提案されたアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、

そのため、以下のように手続き及び事業調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする。

1) 環境社会配慮の調査実施の方法

※以下の①②④はカテゴリ A と B の対応は共通。③のみカテゴリ A と B で対応が異なる。

①環境社会配慮ガイドライン遵守にかかる同意

ジェットロは、事業の実施主体より本ガイドラインを遵守することについて同意を得る。

②④スクリーニング

ジェットロは、本ガイドライン第Ⅱ部 2. (3) に定める「カテゴリ分類の方法」に基づき実施する。調査案件の対象事業を環境社会影響があり得ると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの 2 種類に分類し、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

③②事業計画に対する助言、調査・検討結果進捗状況の確認

ジェットロは、調査案件の採択後、調査の質の向上を図るため、進捗状況の確認を行い、熟度の高さに応じた効果的な助言に努めるものとする。

<カテゴリ A>

ジェットロは、事業開始前に、実施主体より提出された事業概要（当該事業の申請書、別紙 3

のスクリーニング様式など)を諮問委員会分科会に共有し、環境社会配慮項目を幅広く洗い出し、配慮する内容について助言を求める。実施主体は事業の実施過程で助言内容も考慮して環境社会配慮事項について調査を実施し、その結果を報告書案に記述する。諮問委員会分科会は報告書案の内容を確認し、必要に応じて助言する。

<カテゴリ B>

ジェットロは、事業開始前に、実施主体より提出された事業概要（当該事業の申請書、別紙3のスクリーニング様式など）に対して、環境社会配慮項目を幅広く洗い出し、配慮する内容について助言する。実施主体は事業の実施過程で助言内容も考慮して環境社会配慮事項について調査を実施し、その結果を報告書案に記述する。ジェットロは報告書案の内容を確認し、必要に応じて助言する。

④③情報公開

ジェットロは、環境社会配慮の実施調査案件の採択後、採択案件の概要、そのスクリーニング結果について、実施主体の了解が得られる範囲内で情報公開を案件毎に明示する。また、諮問委員会において報告ジェットロは、調査の質の向上にもつながるよう、和文・英文の最終報告書とその要約を原則として公開する。

④フォローアップ

ジェットロは、過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会一面での影響についても、可能な限り把握に努めることとする。

2) 事業調査における環境社会配慮の項目とその環境社会影響の範囲

ジェットロ助言対象となる事業調査は次の段階でフィージビリティ調査（計画段階の環境アセスメントを含む）等を想定している。従って、ジェットロ調査では、次の段階で行われる環境アセスメントのスコーピングの準備として幅広い洗い出しを行う。その際の環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第I部基本的事項の3.「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」及び4.「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。

3) 事業調査における配慮事項

①事業計画の妥当性確認他の選択肢との比較検討

調査の実施主体者は、事業戦略、経済・技術的な側面に加え、環境社会配慮の観点~~を踏まえて~~本事業計画当該案件の妥当必要性・優位性を確認し、必要に応じて、検討するために、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢との比較を行う。比較検討にあたっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。

②ステークホルダーからの情報収集等

調査の実施主体者は、海外事業展開に伴い想定されるステークホルダーから環境社会配慮にかかる情報収集に努め、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、事業予定地が明らかになっているあるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、当該地域の環境社会配慮に詳しい企業、自治体・団体、個人などから情報収集するとともに、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。

(3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務

- ~~1) ジェトロは、本ガイドラインを通じて、各調査に求められる環境社会配慮の内容を明らかにし、それを踏まえて調査案件採択のための審査の支援を行う。~~
- ~~2) 1) ジェトロは、及び/又は諮問委員会分科会は、実施主体に対して環境社会配慮のリスク及び調査項目などについて助言するとともに、その内容が適切に調査・検討されているか確認した上で、本ガイドラインに従って、各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施主体者に助言する求める。~~
- ~~3) 2) ジェトロは、各助言対象となる事業調査の実施中に、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施主体者と共有した上で、必要に応じて適切に対応する。~~
- ~~4) 3) ジェトロは、各案件形成調査の終了後、その結果環境社会配慮の実施状況を含む環境関連事業・取組全般について諮問委員会に報告し、次年度以降のジェトロ調査同事業・取組に関して専門的な立場から助言を求める。~~
- ~~5) ジェトロは、その他必要に応じて、適宜、諮問委員会の助言を求めるものとする。~~

2. 環境社会配慮の調査手続きの方法

(1) 事業調査実施前の段階

- ~~1) 担当部は、事業を公募する際に、実施主体が本ガイドラインの内容を確認できるように配慮する。~~
- ~~2) 1) 事業調査の提案者実施主体は、本ガイドラインを遵守することに同意した上で、「事業の所定の申請書及び別紙3「スクリーニング様式」をジェトロに提出する。申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領」の作成記述にあたり、つては、本ガイドライン別紙22「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」を参照する。~~
- ~~2) 3) ジェトロ担当部は、申請書及び所定のスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響配慮に関する検討結果調査項目が適正か判断する。また、必要に応じ、海外事務所から情報収集を行う。~~
- ~~3) 担当部は、上記検討結果を環境社会配慮審査役に提出し、同審査役による助言を受ける。~~
- ~~4) ジェトロは、採択案件の公表に際し、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件毎に明示する。~~
- ~~5) ジェトロは、採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む調査の実施計画書に対する助言を行う。~~
- ~~6) 4) ジェトロ及び/又は諮問委員会分科会は、提出された実施計画書申請書が当該案件に適切な環境社会配慮の調査項目が含まれているかんだものであることを、本ガイドライン別紙32「申請調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認し、する実施主体に助言する。~~
- ~~7) 5) 環境社会配慮審査役は、担当部に対し、実施計画書が申請書に適切な環境社会配慮調査項目が含まれているかんだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。~~

(2) 事業調査の実施段階

1) 環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず①相手国の環境社会配慮に関連する諸制度の内容の確認、②この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙34「事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき個別調査案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現事業実施時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。

~~2) 上記調査項目の洗い出しにあたっては、一般に公表されている「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4 スクリーニング様式」(JICA) 及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(JBIC) の「第2部4.スクリーニングに必要な情報」を参考とする。~~

~~3) 2) 調査の実施主体者は、必要に応じて、環境社会配慮を専門とする者を派遣し、現地調査を行うものとする。~~

~~4) 3) 調査の実施主体者は、別紙4に基づき、ジェットロ及び/又は諮問委員会分科会より助言のあった内容を含め幅広い洗い出しを行った調査項目について調査・検討し、当該案件の必要性・優位性を検討するために、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する。~~

~~5) 4) 調査の実施主体者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。~~

~~6) 5) 調査の実施主体者は、調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を記述する。~~

~~7) 6) 担当部は、事業の実施過程中間報告時等において、本ガイドライン別紙34に基づき、調査が当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が適切に調査・検討されているかを含んだものであることを確認する。~~

~~8) 7) 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。~~

(3) 事業調査報告書の精査段階

1) 担当部は、提出された報告書の精査段階において、本ガイドライン別紙34に基づき、調査が当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が調査・検討されたかを含んだものであることを確認する。

2) ジェットロ及び/又は諮問委員会分科会環境社会配慮審査役は、別紙4に基づき、当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が調査・検討されているか、また助言内容が適切に調査・検討されているか確認し、必要に応じて助言する担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。

(4) 環境社会配慮にかかる情報調査報告書の公開

~~1) 和文・英文の報告書の公開は、ジェトロビジネスライブラリーへの配架によって行うものとする。~~

2) 原則として、ジェトロは、環境社会配慮の取組同報告書の要約をジェトロホームページに掲載する。

＜貿易・投資促進事業において想定し得るリスクの判断に参考となる国際条約や協定等＞

我が国中小企業等の輸出促進	我が国中小企業等の海外進出支援	対日投資の促進	開発途上国との貿易取引の拡大等	想定されるリスク	国際条約や協定等
○	○		○	①有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	ロンドン条約、ストックホルム条約、EU-RoHS指令、EU-REACH規制
○			○	②有害廃棄物の輸出入	バーゼル条約
○			○	③製品使用後の有害廃棄物発生	IFCパフォーマンス基準、EU-WEEE指令
	○		○	④事務所・工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、ロンドン条約
	○		○	⑤危険・有害物質の使用	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン
	○		○	⑥強制労働・児童労働の禁止、労働組合・団体交渉権、最低賃金等の現地法及び国際基準によって認められた労働者の権利に対する侵害	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン
	○		○	⑦雇用における差別	IFCパフォーマンス基準
	○		○	⑧危険かつ非衛生的な職場での雇用	
	○		○	⑨事務所・工業建設にあたっての環境社会影響評価の不実施	
	○		○	⑩用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生	国連グローバルコンパクト
	○		○	⑪地域住民との自然資源利用の競合	
	○		○	⑫災害や事故・緊急時の対応の不徹底	
	○		○	⑬森林違法伐採、動植物の生育環境破壊、希少動植物の商業利用、外来種の偶発的な移入	生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約
	○		○	⑭汚職、腐敗、賄賂、不透明な金品の授受等	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、OECD外国公務員贈賄防止条約
	○	○		⑮バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入	カルタヘナ協定書
	○		○	⑯市民に対する票情情報の非開示、意思決定過程への不参加等	オースリス条約

貿易・投資促進事業において想定し得る環境や人権へのリスクの判断に参考となる国際条約・協定、ガイドラインなど

想定されるリスク	IFCパフォーマンス基準	国連グローバルコンパクト	国連「ビジネスと人権に関する指導原則」	OECD多国籍企業ガイドライン	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILIO)	国際条約や協定など
①事務所・工業建設にあたっての環境社会影響評価の不実施	○	○		○		
②強制労働・児童労働の禁止、労働組合・団体交渉権、最低賃金等の現地法及び国際基準によって認められた労働者の権利に対する侵害	○	○	○	○	○	国際人権規約、ILO中核的労働条約
③雇用における差別	○	○	○	○	○	
④危険かつ非衛生的な職場での雇用	○	○	○	○	○	
⑤気候変動	○	○		○		パリ協定
⑥事務所・工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	○	○		○		ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、ロンドン条約
⑦危険・有害物質の使用	○	○		○		ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、ロンドン条約
⑧有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	○	○		○		ロッテルダム条約、ストックホルム条約、EU-RoHS指令、EU-REACH規則
⑨有害廃棄物の輸出入	○	○		○		バーゼル条約
⑩製品使用後の有害廃棄物発生	○	○		○		EU-WEEE指令
⑪地域住民との自然資源利用の競合	○	○		○		
⑫災害や事故・緊急時の対応の不徹底	○	○				
⑬汚職、腐敗、賄賂、不透明な金品の授受等	○	○		○		OECD外国公務員贈賄防止条約
⑭用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生	○	○	○	○		
⑮森林違法伐採、動植物の生育環境破壊、希少動植物の商業利用、外来種の偶発的な移入	○	○				生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約
⑯バイオ・ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入	○	○				カルタヘナ協定書
⑰先住民の権利、尊厳及び文化保護	○		○			
⑱文化遺産の保護及び文化遺産による便益の公平な分配	○		○			
⑳市民に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等						オーフス条約

※本内容は事業内容などを考慮して随時更新予定

申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領

事業調査の提案者は、申請書(個別案件票)の提出にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。なお、事業プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けないので、留意すること。

1. 新興国での新中間層獲得による日本再生事業(アクションプラン実現に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査)

1. 事業プロジェクト及び調査概要

(1) プロジェクト提案に至る背景・問題

本項目には、事業概要(対象国、対象分野、事業戦略、提案技術・サービス、進出形態、事前の現地調査、事業化予定時期、現地パートナー、想定投資額・受注額など)について記載すること。また、海外事業展開において新たに用地取得もしくは拡張の可能性がある場合には、用地の規模(面積)、雇人数などについてもプロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会配慮にかかる調査概要

(1.2) 調査内容概要・調査項目

本項目には、事業実施にあたり環境社会配慮にかかるプロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述すること。

(2.3) 既存調査の有無

本項目には、当該事業プロジェクトにおける関する環境社会配慮に関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)。

2. 環境社会に関する側面の検討

(3.1) 環境社会影響の可能性

本項目には、事業プロジェクトの実施が環境社会影響に与える可能性の有無について記入すること。影響を与える可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性がない場合は、事業プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、別紙3「スクリーニング様式」にも併せて回答すること JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考にすること(それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。

~~(2) 3. 環境改善効果~~

~~本項目には、本事業プロジェクトを実施することにより環境改善効果（省エネ、省資源、自然環境保全、代替エネルギー等）が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること（企画競争募集要領の別添5「環境改善効果に関する対象分野表」を参照）。~~

~~II. エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）~~

~~1. プロジェクト及び調査概要~~

~~(1) プロジェクト提案に至る背景・問題~~

~~本項目には、プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述すること。~~

~~(2) 調査概要・調査項目~~

~~本項目には、プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述すること。~~

~~(3) 既存調査の有無~~

~~本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること（財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的实现可能性等）。~~

~~2. 環境社会に関する側面の検討~~

~~(1) 環境社会影響の可能性~~

~~本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及び「JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考にすること（それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可）。~~

~~(2) 環境改善効果~~

~~本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること（企画競争募集要領の別添5「環境改善効果に関する対象分野表」を参照）。~~

スクリーニング様式 (雑形)

項目1 事業概要

1-1 事業実施にあたり、新たに用地取得もしくは拡張の可能性はありますか。現段階では具体的に決まっていない場合でも、将来的に可能性がある場合には「Yes」に回答して下さい。

YES NO

1-2 上記1-1で「Yes」と回答した場合、事業の実施予定地を記入して下さい(地図の添付が望ましい)。具体的な事業予定地が決まっていない場合には、予定地域を可能な範囲で記入して下さい。

項目2 ステークホルダーとの協議等

2-1 本事業を進めるにあたり、既にステークホルダー協議を実施しましたか。

実施済み 実施していない(今後実施予定含む)

実施済の場合は、該当するステークホルダーをチェックし、日時、場所、参加人数、所属、性別、主な意見と対応状況等を記入してください(複数回答可)。

関係省庁 ()

地域住民 ()

NGO ()

その他 ()

2-2 本事業は、新規に開始するものですか、既に実施しているものですか。既に実施している場合、既に行われている事業活動について、現地住民等より強い苦情や意見を受けたことがありますか。

新規 既往(苦情あり) 既往(苦情なし) その他 ()

現地住民等から苦情や意見があった場合には、下記欄に、具体的な内容を記述してください。

()

項目3 環境アセスメント等の実施予定の有無

3-1 事業実施にあたり、環境アセスメント(EIA、IEE等)は、制度上または事業実施の国内法上、必要とされますか。必要な場合、実施又は計画されていますか。必要な場合は、必要とされる根拠についても記入してください。

必要 (実施済 実施中・計画中)

(必要な理由:)

不要

未確認(今後調査予定を含む)

その他 (_____)

3-2 上記3-1で「必要」と回答した場合、環境アセスメントは当該国の環境アセスメント法に基づき審査・承認を受けていますか。既に承認されている場合には、その承認年月、承認機関を記載してください。

承認済み(附帯条件なし) (承認年月: _____ 承認機関: _____)

承認済み(附帯条件あり) (承認年月: _____ 承認機関: _____)

審査中

実施中

手続きを開始していない

その他 (_____)

3-3 その他の許認可が必要な場合、その許認可名を記載してください。また、当該許認可を取得済みですか。

取得済み 取得必要だが未取得 取得不要

未確認 (今後調査予定を含む)

その他 (_____)

(許認可名: _____)

3-4 環境アセスメント報告書や許認可所等は、一般に公開されていますか。公開されている場合、場所、URL等を記載してください。

現地事務所などで公開されている (場所: _____)

ウェブサイト上で公開されている (URL: _____)

公開されていない

その他 (_____)

項目4 環境社会配慮の実施に関する確認

4-1 本事業の実施予定地又はその周辺に、次に示す地域がありますか。

YES NO

Yes の場合には、該当する項目をチェックしてください。また具体的名称等を記載してください (複数回答可)。

国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等) (名称: _____)

原生林、熱帯の自然林 (名称: _____)

生態学的に重要な生息地(サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟等) (名称: _____)

国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地

(生息地の名称、希少種の種類: _____)

大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域 (名称: _____)

砂漠化傾向の著しい地域（名称：）

考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域（名称：）

少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域（名称：）

4-2 本事業の実施予定地において、以下に示す要素が予定又は想定されていますか。

YES NO

YES の場合には、該当する内容にチェックを入れて、可能な範囲内で、カッコ内に詳細を記載してください（複数回答可）。

非自発的住民移転

地下水揚水

埋立、土地造成、開墾

森林伐採

（例：非自発的住民移転数、埋立面積、森林伐採面積等：）

4-3 本事業の実施過程及び主要なサプライチェーンで、環境社会に望ましくない影響を及ぼすことが懸念されますか。懸念事項がある場合には、以下の該当する項目にチェックしてください（複数回答可）。また、懸念事項について、可能な範囲内で具体的に記載してください。

YES NO

大気汚染

水質汚濁

土壌汚染

廃棄物

騒音・振動

地盤沈下

悪臭

地形・地質

底質

生物多様性

水利用

事故

気候変動

非自発的住民移転

雇用や生計手段等の地域経済

土地利用や地域資源利用

社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織

既存の社会インフラや社会サービス

貧困層・先住民族・少数民族・難民・国内避難民

被害と便益の偏在

地域内の利害対立

ジェンダー

障がい者・子どもの権利・高齢者への配慮

人権侵害の可能性

文化遺産

HIV/AIDS、新型コロナウイルス等の感染症

労働環境・労働安全

汚職・腐敗

その他（ _____ ）

上記でチェックした懸念事項について、可能な範囲内で具体的に記入して下さい。

（ _____ ）

※本様式は暫定的な雛形であり、実際の運用を踏まえ適宜、修正を行います。

事業調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

事業調査の実施者は、事業調査報告書の作成にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。

1. 新興国での新中間層獲得による日本再生事業(アクションプラン実現に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査)

1. 事業概要プロジェクトの背景・必要性等

本項目には、プロジェクトの必要性・優位性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

本項目には、事業概要(対象国、対象分野、事業戦略、提案技術・サービス、進出形態、事前の現地調査、事業化予定時期、現地パートナー、想定投資額・受注額など)について記載すること。また、海外事業展開において新たに用地取得もしくは拡張の可能性がある場合には、用地の規模(面積)、雇用人数などについても可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討

(1) プロジェクトの実施に伴う環境改善効果

本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析(分析手法を明記)について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(1.2) 事業プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響

本項目には、ジェットロ及び/又は諮問委員会分科会より助言のあった内容を含め、環境社会配慮にかかる調査 JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

~~なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。~~

~~(2-3) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置~~

~~本項目には、事業プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について、本事業において調査・検討した内容を記述すること。また、事業プロジェクトの実施に必要な相手国のEIA（環境アセスメント）等の内容についても記述すること。本調査の次の段階でEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本事業の調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を可能な範囲で記述すること。~~

~~(4) プロジェクトの実現のために当該国（実施機関その他関連機関）が成すべき事柄~~

~~本項目には、本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。~~

3. 環境改善効果

本項目には、本事業を実施することにより環境改善効果（省エネ、省資源、自然環境保全、代替エネルギー等）が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響などについて可能な範囲内で記述すること。

~~II. エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）~~

~~1. プロジェクトの背景・必要性等~~

~~本項目には、プロジェクトの必要性・優位性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。~~

~~2. 環境社会的側面の検討~~

~~(1) プロジェクトの実施に伴う環境改善効果~~

~~本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析（分析手法を明記）について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。~~

~~(2) プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響~~

~~本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及~~

びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、事業予定地が明らかになっているあるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

（3）相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置

本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。また、プロジェクトの実施に必要な相手国のEIA（環境アセスメント）等の内容についても記述すること。本調査の次の段階でEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

（4）プロジェクトの実現のために当該国（実施機関その他関連機関）が成すべき事柄

本項目には、本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。